

日本医学会高久会長に対する『下書き』提供問題の徹底調査を求める声明

2011年3月3日

薬害イレッサ訴訟統一原告団・弁護団

1 高久会長に対する『下書き』提供の問題点

(1) 厚労省の依頼による高久会長見解の発表

2011年2月23日開催の「薬害イレッサ問題の解決をめざす民主党議員の会」会合において、厚労省は、日本医学会高久史磨会長に対して、同会長名で発表されている「肺がん治療薬イレッサ（の訴訟にかかる和解勧告）に対する見解」の下書き（文案）を事前に渡していたことを認めた。その後の報道によれば、厚労省医薬食品局安全対策課安全使用推進室の佐藤大作室長は、「会長が和解勧告に懸念を表明する意向であると聞いたため、サービスとして提供しただけ」（2月24日毎日新聞朝刊）などとして、見解を出すことを依頼したことについては否定しているが、高久会長は、「厚労省側が面会を申し入れてきて、『これで見解を出してくれないか』と文書を持ってきた」、「それまで出すつもりはなかった」として、厚労省からの依頼によって見解を発表したことを認めている（2月24日CB医療介護ニュース）。

(2) 厚労省は高久会長に自らの主張を代弁させようとした

厚労省が高久会長に渡した下書き（文案）は、イレッサによる被害は過去の薬害とは異なるとしている点、和解勧告の考え方に従えば、新薬を必要としている患者へのアクセスを阻害するとする点など、厚労省の主張を反映したものとなっている。大きな社会的影響力を持つ研究者に対して、国が、現在進行中の訴訟についての見解の発表を依頼すること自体、許されないというべきであるが、これにとどまらず、自らの主張を代弁する文案を示してその発表を依頼したことは、前代未聞というほかない。

(3) 『下書き』は和解勧告を曲解し、被害者に二重の苦痛を与えるもの

さらに問題とすべきは、厚労省が、下書き（文案）に、「新たな治療法や治療薬の開発は、多くのがん患者さんにとって大きな願いです。この真摯な願いを阻害しかねない今回の和解勧告について、日本医学会として懸念の声明を発します。」として、国の救済責任を指摘した和解勧告に従って薬害イレッサ訴訟を解決することが、がん患者の利益に反するとの見解の発表を求めている点である。

和解勧告は、イレッサを承認すべきではなかったとも、承認が早すぎたとも述べていない。和解勧告は、イレッサ承認当時既に国が入手していた情報に基づき、間質性肺炎の副作用について、より十分な注意喚起を求めたものであって、和解勧告に従うことは、決して新薬に対する患者のアクセスを阻害するものではない。和解勧告が求めているのは、患者に対する十分な情報提供であり、和解勧告は、まさにがん患者の利益を考慮されたものである。

薬害イレッサ訴訟の原告は、これまでも、一部の関係者の誤解に基づく批判・中傷にさらされてきた。厚労省が、日本医学会会長という大きな社会的影響力を持つ人物に対して、薬害イレッサの解決ががん患者の利益に反するという誤解を煽り、

副作用被害者に二重の苦痛を与えるような見解の発表を依頼したことは、許し難い暴挙である。

2 他の学会等及び被告アストラゼネカとの接触の可能性

(1) 厚労省の主張と他学会の見解の共通性

しかし、問題は、高久会長に対する依頼のみにとどまるものではない。

高久会長の見解が日本医学会のホームページに掲載された1月24日には、あたかも歩調を合わせたかのように、日本肺癌学会、日本臨床腫瘍学会、国立がん研究センター理事長からも見解が発表されている。これら学会等の見解は、表題が高久会長への下書き（文案）に類似しているほか、

- ・和解勧告の指摘は後知恵による批判である
- ・患者の新薬に対するアクセスを阻害する
- ・企業の開発意欲を失わせる

といった、国の主張を反映したことを窺わせる記載が含まれている。特に、日本臨床腫瘍学会の見解には、高久会長への下書き（文案）ときわめて類似した記述が含まれている。

そして、これら学会等の見解は、いずれも、和解勧告の内容について正確な情報を持っているとは窺われず、和解勧告に従うことががん患者の利益に反するとしている点で共通している。

(2) 他学会及び被告アストラゼネカとも接触した可能性あり

厚労省は、高久会長以外には下書き（文案）は提供していないとしている。しかし、厚労省は、2月16日開催の「薬害イレッサ問題の解決をめざす民主党議員の会」会合において、関係学会等に対し『国の考え方を説明するため』接触していたことを認めており、同月24日開催の同会合では、東京大学医科学研究所の上昌広特任教授が、「複数の学会の方から厚労省に声明を出すように頼まれた、と相談を受けた」と述べている。そして、報道によれば、厚労省は、日本肺癌学会に対しても、『所見にコメントして欲しい』などとメールしたとされている（2月26日読売新聞朝刊）。

そもそも、学会等が、進行中の個別の訴訟案件について見解を発表すること自体異例であることを考えると、高久会長以外の学会等に対しても、同日に見解を発表するよう外部からの働きかけがあったことが強く推測されるのであり、これまでに明らかになった事実を総合すれば、そのような働きかけが厚労省によってなされたことが疑われるところである。さらに、学会等が依頼を拒否するケースもあり得ることを考えると、見解等を発表していない他の関係学会等に対しても、働きかけがなされていた可能性もある。加えて、被告アストラゼネカの和解拒否が、学会等が一斉に見解を発表した1月24日に、これら見解等を援用する形で発表されていることからすれば、被告国と被告アストラゼネカの間にも、学会等の見解発表について何らかの連絡があった可能性がある。

(3) 産官学の癒着による世論誘導・政権操作の可能性

国が、製薬企業と連携して、社会的影響力のある学会等に広く働きかけ、患者の誤解や不安を煽り、訴訟の相手方である薬害被害者個人を貶めるような世論誘導を図っていたとすれば、空恐ろしい事態である。

また、厚労省の官僚が、自らの主張がこれら学会等によって支持されていることを、閣僚らの説得材料として利用したことはたやすく想像されるところであり、実際に、閣僚らのコメント、さらには菅総理大臣のコメントにも、和解勧告に従うことが「がん患者全体の利益」に反するかのような発言が見られる。このことは、『政治主導』を謳う民主党政権に厳しく反省を求めるものといえる。

3 検証チームの見直しが必要

細川厚生労働大臣は、2月24日の衆議院予算委員会における高橋議員の質問に対して、この問題の調査を約束し、厚生労働省は、3月3日開催の「薬害イレッサ問題の解決をめざす民主党議員の会」会合において、小林正夫厚生労働政務官（主査）、足立信也前政務官、及び柳志郎弁護士（厚生労働省監察本部外部有識者）の3名からなる検証チームによって調査を行うことを明らかにした。

しかし、この問題は、厚生労働省の組織的関与が疑われる事案であり、その疑惑を厚生労働省内部のチームによって調査するのは不適當である。この問題の解明には政府として取り組むべきであり、調査を厚生労働省に委ねてはならない。また、医学界に対する調査が重要な意味を持つことを考慮すると、医学界と接点を持つメンバーは調査チームに加わるべきではない。

4 迅速かつ徹底的な調査と、国民への情報開示を！

この問題の調査が高久会長に対する文案の提供のみに矮小化されたり、調査中であることを理由に事実の公表を遅らせることは、許されない。

私たちは、政府民主党に対し、被告国が和解勧告の拒否を表明するまでに、国と関係学会等及び被告アストラゼネカとの間にいかなる接触があり、誰がそれに関与していたのかを、迅速かつ徹底的に調査するとともに、調査中に得られた情報を随時国民に開示することを求めるものである。